



2013.8.29

コチ コンサルティング

酷暑も山場を越え、朝夕はしのぎやすくなってきましたが、夏の疲れがでる時期です、潜在的な疲労がたまらない工夫をしたいものです。本号では9月1日より施行される外国人出入国管理法に関連し、現在の査証関連状況の共有、意見公募中の労務派遣規定対応の留意点ならびに、最近の人事トラブル事例より、人事管理の潜在的な問題を溜めない人事管理の留意点をご報告いたします。

内容 【人事・労務情報】

- 外国人中国査証に関わる現状検証
- 労務派遣規定対応の留意点－地方拠点勤務者の社会保険納付体制－
- 人事管理の留意点～最近のトラブル事例より～

- ・ 社会保険基数の再確認
- ・ 有給休暇期間の賃金

【コラム】《中秋節》～月餅のトレンド～

人事・労務情報

■ 外国人の中国査証に関わる現状

本年7月1日より《出入国管理法》が施行され、9月1日より《外国人出入国管理条例》が施行されます。現在、就業証、居留許可証の更新に要する期間の長期化等の課題が顕在化していますが、当局の法規運用への対応を余儀なくされる状況です。外国人の就労に関わる査証の現状は下記。

査証不要

規定：2003年9月より普通日本旅券を保持しているものが商用、観光、親族訪問等で中国へ入国する場合、滞在期間15日以内の場合は査証取得不要。

現状：規定では商用目的の場合も15日以内の滞在は査証免除とされていますが、業務目的の場合にはFビザ取得を要請されるケースあり。

Fビザ

規定：招聘に応じて中国にて視察、講義、商売、科学技術・文化交流、短期研修・実習の活動が6ヶ月を超えないものに発給する。

- 現状：
- ・ Fビザマルチ(出入国回数制限なし)取得履歴保持+4回以上の中国渡航履歴がある場合
⇒Fビザ2年マルチ取得可能(招聘状不要) * 2013年8月より
 - ・ Fビザ(シングル(出入国1回のみ)でも可)取得履歴保持+4回以上の中国渡航履歴がある場合
⇒Fビザ1年マルチ取得可能(招聘状不要) * 2013年8月より
 - ・ Fビザ(種別不問)取得履歴なし+2回以上の中国履歴(招聘状不要)
⇒Fシングルまたはダブル(出入国2回まで)30日or90日取得可能(招聘状不要)
 - ・ 中国渡航履歴が1回以下の場合招聘状要⇒Fビザシングルまたはダブル30日or90日取得可能
- * 上記はビザ申請代行業者ヒアリング(8月29日現在)

就業証・居留許可証

<http://cochicon.com/wp-content/uploads/2014/09/CoChi-HR-Navi-Vol-26.pdf>

- 現状：
- ・ 7月1日以前は従来可能であった就業証更新のネット申請が法規変更過渡期にあたり一時的に中止(上海)。
 - ・ 査証更新期間の長期化。15営業日の取り扱い(上海)。
 - ・ 中国法定定年年齢を超えた場合の更新特別対応の厳格化。

NAVI 8月29日現在、日本のビザ申請代行業者に対して、Mビザに関する通達はないようです。

関係機関から注意喚起がなされていますが、帯同家族を含めた査証の有効期間管理がますます重要となります。上海では7月1日より居住証制度が改正されましたが、居住証の有効期間、労働契約期間等の管理も同様に重要度を増しています。

居住証：<http://cochicon.com/1-4-1/>

■ 労務派遣規定対応の留意点 – 地方拠点勤務者の雇用体制 –

労働者雇用の基本は①労働契約締結、②社会保険納、③住宅積立納付、④報酬支給・所得税代納の4業務が基本法定業務です。直接雇用へ移行するとは、これらの業務を雇用契約者名義で実施するということです。

これまで労務派遣会社に委託していたこれらの業務を自社名義で実施することへの移行にあたり、地方営業所等の自社口座開設ができない拠点の体制整備が課題となります。法人状況（営業許可証、登記等）に応じた業務実施の可否と課題は下記です。

	I 営業許可証・ 登録書取得 法人	II 営業許可証・ 登録書未取得法人 (営業所等)	注
①労働契約	締結可	使用企業の委託により締結可	IIは本社（中国国内）の委託により地方拠点名義の労働契約可。
②社会保険 口座開設	可	不可	IIは本社所在地の社会保険加入は可能。 地方拠点所在地の社会保険加入は不可能。 ⇒本社以外の勤務地における医療保険利用が困難。
③住宅積立 口座開設	可	不可	IIは本社所在地における積立は可能。 地方拠点所在地での積立は不可能。 ⇒本社以外の勤務地における住宅ローン借入不可。 (積立金を将来移行することは可能)
④税務登記	可	不可	IIは本社所在地における納税可能。 ⇒地方拠点所在地での納税は不可能。

NAVI 表中の課題の他、勤務地戸籍でない人員の勤務地における居住証の取得・更新にも上記①労働契約者、②社会保険口座名義、④税登記名義の一致が必要となります。具体的な施策はご相談ください。

■ 人事管理の留意点～最近のトラブル事例より～

◇ 社会保険基数の再確認

【事例】

営業スタッフAさんは業績もよく、月次賃金（グロス）は7,000元程度である。自身の社会保険、住宅積立に関して無頓着であったが、今月住宅積立金からのローンを申請した際に、自身の住宅積立額が思いの他少ないことに気づき人事に問い合わせた。

人事の回答）Aさんの基本給は3,000元であり、月次の業績給与は変動するため、固定基本給の3,000元を社会保険基数として社会保険、住宅積立を納付している。社会保険基数を抑えて申請した場合、賃金からの個人負担控除額も低くなり、手取り賃金があがるので本人にとって有利。

⇒Aさんは冷静に計算すると自分にとって不利であり、会社にとって有利な運用であることに気づき仲裁に申し出。仲裁裁定により前年度の月次平均賃金を基数とした補充納付を実施。

NAVI 本事例は、月次の業績インセンティブ支給が一般的な営業、販売職の増加に伴い増加しているケースです。

社会保険基数は前年度の賃金性報酬（グロス額）を12で除したものとされています。適用外は年度途中入社社員、総合保険・小都市保険からの過渡期措置の社員のみです。

社会保険基数：<http://cochicon.com/2-6-1-1-5/>

Consulting

◇有給休暇期間の賃金

【事例】

上海で勤務するBさんは先日結婚し、夫婦双方とも30歳を超えており晩婚休暇を享受し結婚休暇とあわせて10日の結婚有給休暇を利用し新婚旅行に行った。旅行から戻り賃金振り込みを見て驚いた。通常の入金は3,500元であるのが1,000元ほど低い。Bさんの労働契約には報酬は月次基本給+食事手当等の各種手当+インセンティブと記載されている。基本給は2,000元、食事手当等の各種手当は500元、インセンティブ給与は1,000元である。

人事の回答) 結婚休暇・晩婚休暇の期間には手当、インセンティブ給与は支払われない。

⇒Bさんは3,500元の通常月例賃金を支給されるべきとの仲裁判断。

NAVI 法規では別途約定(*1)しない限り、労働契約に約定した賃金を支給することと規定されています。また、労働契約の約定もない場合は休暇期間の賃金は集団規定に定める職位ごとの正常出勤賃金の70%（ただし最低賃金を下回らない）と規定されています。

本ケースは、報酬に関しては労働契約に約定した報酬しか存在しないため、3,500元の通常月例賃金の支給が合法とされます。

*1) 有効な別途約定と運用

- ・インセンティブ給の別途約定：業績考課を経て実際の業績に応じて支給すると規定し、正常勤務時も査定に応じて支給額を変動させる運用を実施する。
- ・手当等の別途約定：食事手当等は実質勤務日に応じて支給すると規定し、実質勤務日のみ支給する等の運用を実施する。

コラム

《中秋節》～月餅のトレンド～

旧暦の8月15日は中秋節です。本年は9月19日（木）にあたり国家休日です。9月22日の日曜日を出勤日とし20日（金）に振り替え19日～21日を三連休とするのが国家方針です。19日に休日出勤させた場合は通常日当の3倍の休日残業手当を支給しなければなりません。20日（金）、21日（土）は通常休日（休日）の扱いとなり、自社就業規則に合せて代休支給または2倍の休日残業手当支給となります。

中秋節は満月を愛でながら一家揃って月餅をいただくのが伝統的な過ごし方です。満月をかたどった丸い形の月餅はもともと「一家円満」の象徴であり、家族団らんに欠かせないお菓子でした。

最近では、月餅の贈答はビジネス目的の贈答が主流となり、ワイン、時計や洋酒といった高価な商品を詰め合わせた月餅セットや素材に凝った高価で豪華な月餅が出回っています。また、さまざまな商品券等にすり替わり、ネット販売を含め、一大商戦が繰り広げられています。こうした背景には古くからの贈答文化、面子の文化が大きく影響していると思われます。

ただし、今年は月餅市場に変化が見られます。街で売られている月餅の値段がぐんと下がり、より伝統的な手頃の値段の月餅が売れてるようです。年初に出た中国政府の官僚の汚職取締の一環として贈賄を厳しく規制した影響が出ていると言われていました。また、豊かになった人々の健康志向も影響しているとのことです。

豊かな経済の象徴であった高価な月餅よりも、高カロリーな月餅を控え、より健康的で素朴な伝統的文化への復古の傾向があるようです。とは言え伝統とは無関係な若年層には、アイス月餅や洋菓子の月餅が人気です。

時代の変遷や年代の違いはあるものの、贈答を重んじる文化は根強いようです。従業員福利としての月餅支給を含め、中国の文化、慣習を理解・利用しつつ、合理的なビジネスを展開するため、月餅贈答も経営の知恵の使いどころかもしれません。

